

## 概要版

# 通所介護事業所の宿泊事業に関する調査結果について(概要)

2010年12月6日

日本共産党東京都議会議員団

### 調査の経過について

#### (1) 重大な内容の相談事例が調査のきっかけ

調査のきっかけは、「清水の郷デイサービス十条」(北区)の利用者家族(Aさん)からの相談でした。

同施設の宿泊を利用していたAさんの父親は、深夜に急変して救急搬送され、足のすねに骨が見えるほどの傷があることがわかりました。ところが施設からは、気づかなかった、記録もないという返事しかありませんでした。

苦情申し立てをうけた都国保団体連合会は、調査の結果、「指導・助言」を文書で行いました。指摘事項は、同事業所には下肢の傷の有無について記録がなく、どのような健康管理等を行っていたのか確認できなかった、など重大な内容です。

私たちは、同施設の宿泊事業の状況調査を行いました。その結果、日中の通所事業の部屋に男女の別なくザコ寝のような状態などが、あきらかになりました。

#### (2) 理念をもって取り組む事業所もあるが、「貧困ビジネス」化がひろがっている

通所介護事業所の宿泊事業は、介護保険外の自主事業として実施されてきました。

理念をもって取り組んでいる事業所もありますが、「高齢者のネットカフェ」と言われるような状況がひろがっています。

#### (3) 厚生労働省の見解

厚生労働省は、通所介護事業所の宿泊事業について、直ちに否定されるわけではないが、常態化している場合には、都道府県、区市町村がサービスの実態を十分に確認し、適正なサービスが提供されるよう指導することを求めています。

また、「宿泊付デイサービス」を介護保険給付の対象にすることを検討しています。

#### (4) 無責任な東京都の姿勢

厚生労働省が都道府県による実態確認を求めているにもかかわらず、東京都は宿泊を実施している事業所の数も、実施内容も把握していません。

都福祉保健局は厚生委員会(10月28日)で、事業者への調査・指導は保険者(区市町村)の役割だとし、都として調査も指導もする考えがないことを表明しています。

(5)現状把握にむけ、日本共産党都議団として2つの調査を実施

以上の経過をふまえ日本共産党都議団は、都内全通所介護事業所へのアンケート調査、および通所介護事業所の宿泊事業への対応に関する全国道府県調査を実施しました。また、フランチャイズ運営のチェーン店を中心に、都内6ヶ所の通所介護事業所を訪ね、宿泊事業の状況の聞き取りを行いました。

調査 都内全通所介護事業所へのアンケート調査結果について

【調査方法】 都内の通所介護事業所1952施設にアンケート用紙を郵送。回答をFAXで返送してもらいました。

【調査期間】 11月19日～12月1日

【調査結果】

(1)都内1952施設中547施設が回答、37施設が宿泊事業を実施

(2)都内で140ヶ所以上の通所介護事業所で宿泊を実施していることが明らかにアンケートに「実施している」と回答した37ヶ所のほか、宿泊事業の実施をかかげてチェーン展開などを行っている事業所、約107ヶ所がインターネット等により確認できます。総合すれば、都内で140ヶ所以上の通所介護事業所で宿泊を実施していることが、明らかになりました。

(3)最高連泊の人の期間は2年(2施設)におよんでいる

1日	2施設	30日・1ヶ月	7施設	7ヶ月	1施設
4日	2施設	2ヶ月	1施設	8ヶ月	1施設
5日	1施設	3ヶ月	3施設	10ヶ月	1施設
7日	1施設	4ヶ月	1施設	1年	1施設
11日	1施設	5ヶ月	3施設	2年	2施設
25日	1施設	6ヶ月	1施設		

(4)「連泊制限をしている」は実施施設の3分の1(12施設)にとどまっている

1泊以内	2施設	3泊以内	2施設	29～30泊以内	1施設
1～2泊以内	2施設	4泊以内	1施設	1ヶ月以内	1施設
2泊以内	1施設	原則5日以内	1施設		
日曜日がかかるものはだめ			1施設		

(5) 1泊の宿泊料は、800円から1万円と大きな差がある

(6) 多くの施設の1日あたり宿泊利用者数は、2～5人でいど

(7) 245事業所から、多数の意見が多数よせられた

「通所介護事業所が実施する宿泊事業について、ご意見等があればご記入ください」という自由記入欄に、245ヶ所の施設（都内全通所介護事業所の13%）から、賛否をふくめ、さまざまな意見がよせられました。  
内訳は、宿泊を「実施している」事業所22施設、「実施していない」事業所223施設となっています。

#### 【宿泊を「実施している」事業所の意見】22件

- \* 立派な社会のインフラです。胸をはって商売できるようになりたい。（職員）
- \* 需要は相当ある。特養も待機があるのはもちろん、国が進めてきたユニット式は金額が高すぎて入れない。（相談員）
- \* 通所サービスは居宅が原点。冠婚葬祭、家族の病気等に対してのお泊まり利用はありえるが、安易な宿泊サービスは介護事業を破たんさせると思う。（職員）
- \* 夜勤者1人のため、医療的問題があった場合、困る。（管理者）
- \* 通所事業所が宿泊するのは、なじみの場で泊まれる利用者にとっては、とてもよいことだと思う。しかし、夜間のサービスの質に対してはとても不安です。（所長）
- \* 介護者の負担軽減を考慮すれば、よい事業だと思う。ただし、事故等の危険性も検討すべきだと思う。（管理者）

#### 【宿泊を「実施していない」事業所の意見】223件

安全確保や職員体制など、宿泊事業への疑問や心配の声が、最も多くよせられました  
[85件]

- \* スタッフの確保、安全性については、特に心配がある。（代表取締役）
  - \* 日中のサービスの低下も起きえると感じる。（管理責任者）
  - \* 通所介護事業所はもともと宿泊を想定したつくりになっていない。（課長）
- 宿泊付きデイサービスに反対の立場を表明した意見 [10件]
- \* 通所介護に施設と同じことをさせないでほしい。（代表取締役）
  - \* 人道上やむを得ざる緊急避難的な場合をのぞき、行うべきではない。（経営企画担当）
- 十分な検討や議論を求める意見 [12件]
- \* 職員の確保・利用者の安全性の確保ができるか、検討が必要。（施設長）
  - \* 条件整備をきちんとしたうえでないと、リスクの高い事業になるかと思う。ショートステイ不足の解決をもっと検討しなくてはいけない。（管理者）
- 条件整備への支援、介護報酬などを求める意見 [11件]
- \* 宿泊にともなうリスクなどを考えると、しっかりした基盤整備が必要。そのためには財源が必要。（施設長）
  - \* 施設の構造や人員の手配、それに見合った賃金、安全性の問題をとりくめるほどの余裕がない。開設、工事、安全確保のためのお金が必要。（職員）

基準の整備などを求める意見 [ 17件 ]

\* 安易に宿泊事業が進むと、いつか「たまゆら」のような大惨事が起こるのではないかと心配している。ある程度の基準、規制は必要と思う。(施設長)

\* 規制がなく、一部には質が担保されているとは言い難いケースもある。(施設長)

宿泊事業を評価する意見、実施に前向きな意見 [ 30件 ]

\* 利用者側にとれば、慣れ親しんだ通所介護で宿泊できれば、本人、家族ともに安心かと思う。(センター長)

\* 一泊でもいいから見てくれればありがたい、という家族の要望は高い。(相談員)

小規模多機能施設やショートステイなどの充実を求める意見 [ 15件 ]

\* 通所介護事業所で宿泊事業を実施するより、小規模多機能事業所の拡充、利用しやすくするなどの方が現実的ではないか。(責任者)

\* 特養ホームの増床、ショートステイ事業のハード・ソフトの整備が大前提。(施設長)

\* 現存する宿泊サービス(ショートステイ、グループホーム)等がもっと充実するようにつくこと、24時間の訪問介護・看護を整える方が先ではないか。(相談員)

自主事業として実施されている宿泊事業への不安の声 [ 14件 ]

\* 利用された方から、「同じ部屋に男女が一緒に寝るので驚いた」という声も聞かれる。施設の整備や尊厳に配慮したサービス提供が望まれる。(管理者)

\* ケアマネもしているが、デイサービスでの宿泊については、「夜間スタッフがいない時がある」「ひと間にふとんをしき、ザコ寝の状態」などの声があがっている。小規模な通所介護事業所では、夜間の人件費、安全面でのリスクが大きい。(代表取締役)

その他の意見 [ 29件 ]

\* 「お泊まりデイ」と言われているが、メリット、デメリットがあるので、慎重に考えていきたい。(副センター長)

## 調査 宿泊事業への対応に関する全国道府県調査の結果について

【調査方法】 全道府県に、通所介護事業所が自主事業として実施している宿泊事業に対する対応に関するアンケートを実施。京都府をのぞく全道府県から回答がありました。

【調査期間】 11月10日～30日

【調査結果】

(1)通所介護事業所の宿泊事業について、5県が独自の基準をもっている

	独自の基準の内容
長野	【助成の基準】・緊急の事由（介護者等の急病、冠婚葬祭等）による宿泊・1階の専用居室で実施、火災報知設備を設置・職員体制は利用者4人に職員1人以上・利用者は市町村に登録、1人当たり概ね月3回、年36回上限、など
岐阜	・宿泊は認めるが、居住は認めない・宿泊は介護保険事業とは別であり、介護保険事業を妨げないこと・宿泊翌日の通所報酬算定は、ケアプランに基づくもののみ認める
福井	【助成の基準】(1)宿泊に係る床面積は1人当たり7.43㎡以上(2)消防法等関係法令に適合した必要な設備を備えている(3)利用者の疾病、事故等が生じた場合の医療機関や家族等への連絡対応マニュアルを備えている
兵庫	・デイサービスと空間的、時間的に明確に区分されている・宿泊は一時的なものとする（目安として連泊は3日程度まで）・スプリンクラー設置など火災・防災体制整備に十分注意する、・利用者の急変など緊急対応に必要な措置を講じる、衛生管理、感染症の防止に努める、など
奈良	要綱等は定めていないが、宿泊が常態化しており、居住実態がある場合は不可としている

(2)実施事業所数・実施内容等の実態について、2県（山梨、鳥取）が「把握している」、15県が「一部把握している」と回答

	把握方法	把握している内容
山梨県	H22年7月に調査実施	調査結果は非公表
鳥取県	他県での高齢者施設火災や、他部局の宿泊業の取扱いの協議を受け、H21年度に通所介護事業所に対し宿泊事業等自主事業の実態を調査	・調査結果225事業所のうち、76事業所が何らかの自主事業を実施。自主事業の内容は、宿泊、食事提供など ・宿泊事業への対応 - 短期入所生活介護サービス等の指定を受けるよう指導する。人員基準、施設基準を満たすことが困難な場合等は、旅館業法の許可を受けるよう助言する

(3) 13県が、「都道府県も立ち入り検査をする必要がある」と回答。「保険者が対応すればよい」のみを選んだ県はひとつもない

通所介護事業所が実施する宿泊事業の基準や指導検査等についての考えを、以下のイ～ホの選択肢から、複数回答可で選んでもらった結果、18県が、「国が責任をもって基準を定めるべき」、13県が「サービス内容等に問題があれば、都道府県も立ち入り検査をする必要がある」と回答しました。

イ、国が責任をもって基準を定めるべき

ロ、サービス内容等に問題があれば、都道府県も立ち入り検査をする必要がある

ハ、「問題があれば、保険者（市町村）が対応すればよい」

ニ、介護保険外の自主事業であり、基準や規制は必要ない」

ホ、その他

「国が責任をもつ」	7 県
「国が責任をもつ」「都道府県も検査」	6 県
「国が責任をもつ」「都道府県も検査」「市町村が対応」	1 県
「国が責任をもつ」「都道府県も検査」「その他」	1 県
「国が責任をもつ」「市町村が対応」	1 県
「国が責任をもつ」「基準・規制は必要ない」	1 県
「国が責任をもつ」「その他」	1 県
「都道府県も検査」	3 県
「都道府県も検査」「市町村が対応」「その他」	1 県
「都道府県も検査」「基準・規制は必要ない」	1 県
「都道府県も検査」「その他」	1 県
「基準・規制は必要ない」	2 県
「基準・規制は必要ない」「その他」	2 県
「その他」	12 県

以 上